



交通安全情報No.84

ストップ・ザ・交通事故

平成30年11月26日
警察本部 交通部
交通総合対策センター

上川総合振興局から

飲酒運転根絶緊急対策 の実施が発表!!

平成30年11月26日、上川総合振興局から、「飲酒運転根絶緊急対策」の実施が発表されました。

※ 北海道飲酒運転の根絶に関する条例に基づくもの。

○ 対策地域

上川総合振興局管内

本年、上川総合振興局における同対策は1回目

※ 旭川市内で飲酒運転の逮捕事案が連続した3日間で3件発生したため。

○ 対策期間

11月26日(月)から12月2日(日)までの7日間

○ 主な対策実施内容

上川総合振興局を中心とする関係機関・団体が中心となり、
飲酒運転根絶に向けた広報・啓発、街頭指導活動を実施

北海道警察では、飲酒運転取締活動を強化



◆◆◆ 運転者以外の罰則 ◆◆◆

車両提供罪→飲酒運転をするおそれのある人に車両を提供すること。

酒類提供罪→飲酒運転をするおそれのある人に酒類を提供すること。

同乗罪→運転者が飲酒していることを知りながら、要求・依頼して同乗すること。

○ 上記に該当する場合、運転者以外にも罰則が！！

飲酒運転は悪質な犯罪！

「飲酒運転をしない、させない、許さない」飲酒運転根絶を